

## 蒲郡市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、市内の私立幼稚園及びその他の幼稚園（学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する幼稚園以外のもの。以下「無認可幼稚園」という。）の設置者が行う幼稚園運営事業に対して補助金を交付することにより、幼稚園教育の向上を図ることを目的とする。

### (補助対象事業者)

第2条 補助事業対象者は、蒲郡市に住所を有する3歳、4歳及び5歳の幼児（以下「対象幼児」という。）が在籍する市内の私立幼稚園及び無認可幼稚園の設置者とする。

### (補助対象経費)

第3条 補助金交付の対象となる経費は、補助対象事業者が支出する経費のうち教職員の人件費、研修費及び福利費に係る経費（以下「補助対象経費」という。）とする。

### (補助金額)

第4条 補助金の額は、当該年度対象幼児数に1,500円を乗じた額に1園あたり500,000円を加算した額の合計額とする。ただし、無認可の幼稚園については積算した額の合計額に0.8を乗じた額とする。

### (交付申請)

第5条 補助金の申請をしようとする者は、私立幼稚園等運営費補助金交付申請書（第1号様式）に、次の各号に掲げる書類を添えて市長に提出しなければならない。

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書
- (3) その他市長が必要と認めた書類

### (交付決定及び通知)

第6条 市長は、前条の申請書を受理したときは、その内容を審査し適当と認めるときは補助金の交付の決定をしなければならない。

2 市長は、補助金の交付の決定をしたときは、速やかに私立幼稚園等運営費補助金交付決定通知書（第2号様式）により、その決定の内容及び条件を付した場合にはその条件を、補助金の交付を申請した者に通知しなければならない。

### (補助事業の完了期限)

第7条 補助金の交付決定を受けた者（以下「補助事業者」という。）は、当該決定に係る事業（以下「補助事業」という。）を交付決定の日から翌年3月3

1日までに完了しなければならない。

(補助事業変更の承認)

第8条 補助事業者は、補助事業の内容を変更しようとするときは、あらかじめ市長の承認を受けなければならない。

(実績報告書の提出)

第9条 補助事業者は、補助事業が完了した日から20日以内にその成果を記載した私立幼稚園等運営費補助金に係る実績報告書(第3号様式)を市長に提出しなければならない。

(交付金額の確定)

第10条 市長は、前条の実績報告を受けたときは、実績報告書の審査及び必要に応じて現地調査等を行い、その報告に係る補助事業の実施結果が補助金の交付決定の内容(第8条による承認をした場合は、その承認後の内容)及びこれに付した条件に適合すると認めるときは、交付すべき補助金等の額を確定し、私立幼稚園等運営費補助金確定通知書(第4号様式)により当該補助事業者へ通知しなければならない。

(補助金の交付)

第11条 補助金の交付は、前条の規定により補助金の交付の金額が確定した後、補助事業者の請求に基づきこれを行うものとする。ただし、市長が特に必要があると認めるときは、補助金の全部又は一部を前渡(概算払又は前金払)することができる。

(交付決定の取消)

第12条 市長は、補助事業者が申請書類に虚偽の事実を記載したとき又は補助の目的並びにこの要綱の規定に違反したときは、補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

(補助金の返還)

第13条 市長は、補助金の交付の決定を取り消した場合、すでに補助金が交付されているときは、期限を定めてその返還を命ずるものとする。

(帳簿等の備付)

第14条 補助事業者は、当該補助事業に係る収入、支出を記載した帳簿を備え、経理状況を常に明確にし、関係書類とともに補助事業の完了した日の属する年度の翌年度から5年間これを保存しなければならない。

(報告等)

第15条 市長は、補助事業者に対し、補助事業に関し必要な指示をし、報告を求め又は調査することができる。

附 則

この要綱は、平成12年4月1日から施行する。

この要綱は、平成16年4月1日から施行する。

この要綱は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和2年12月28日から施行する。

第1号様式(1) (第5条関係)

年 月 日

蒲郡市長 様

住 所  
設置者名  
園 名

年度私立幼稚園等運営費補助金交付申請書

蒲郡市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱第5条の規定に基づき、下記のとおり関係書類を添えて申請します。

記

1 補助金交付申請額 金 円

2 添付書類

- (1) 事業計画書
- (2) 歳入歳出予算書
- (3) その他参考となる書類

第1号様式(2)

補助金交付申請額積算内訳書

年 月 日現在

| 区 分    | 補 助 基 本 額 | 備 考   |
|--------|-----------|-------|
| 園児数割   | 円× 人＝ 円   | 市内園児数 |
| 均 等 割  | 円× 1＝ 円   |       |
| 計      |           | 円     |
| 無認可幼稚園 | × 0.8＝ 円  |       |

| 園 児 数 | 3 歳      | 4 歳      | 5 歳      | 計        |          |   |
|-------|----------|----------|----------|----------|----------|---|
|       | 人<br>( ) |   |
| 職 員 数 | 園 長      | 教 諭      | 助 教 諭    | そ の 他    | 計        |   |
|       | 人        | 人        | 人        | 人        | 人        | 人 |

注(1) ( )内園児数については、市内・市外を含めた数

注(2) その他欄には、養護教諭、講師、事務職員等を含む。

設置者名

幼稚園名

年度私立幼稚園等運営費補助金交付決定通知書

年 月 日付で交付申請のあった 年度私立幼稚園等運営費補助金については、蒲郡市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱第6条の規定により、下記のとおり交付することに決定する。

年 月 日

蒲郡市長

記

- 1 補助金交付金額 金 円
- 2 補助条件 補助金の執行に当たっては、私立幼稚園等運営費補助金交付要綱の定めるところによらなければならない。

第3号様式（第9条関係）

年 月 日

蒲郡市長

様

設置者名

幼稚園名

年度私立幼稚園等運営費補助金実績報告書

蒲郡市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱第9条の規定により、関係書類を添えて報告します。

添付書類

収支決算書

私立幼稚園等運営費補助金確定通知書

設置者名

幼稚園名

年 月 日付けで実績報告のありました平成 年度私立幼稚園等運営費補助金については、蒲郡市私立幼稚園等運営費補助金交付要綱第10条の規定により、下記のとおり確定する。

年 月 日

蒲郡市長

記

|            |   |   |
|------------|---|---|
| 1 補助金交付決定額 | 金 | 円 |
| 2 補助金確定額   | 金 | 円 |

請 求 書 (概算払・前金払)

金 \_\_\_\_\_ 円

ただし、 \_\_\_\_\_ 年度私立幼稚園等運営費補助金

上記の金額を関係書類を添えて請求します。

年 月 日

設置者名

幼稚園名

蒲郡市長

様